

令和2年第7回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年7月31日（金） 午後 1時38分
出席委員 （18名）	1番 今吉 耕己      2番 今川 芳信      3番 二月田 努      4番 間世田 恵 5番 西代 秀子      6番 岡村 勝敏      7番 中村 優志      8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟      10番 中園 真一      11番 長崎 恵里子      12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄      14番 笹峯 久雄      15番 大山 茂美      16番 今村 浩一 18番 常盤 信一      19番 槐島 睦夫
欠席委員 （1名）	17番 東鶴 昭雄
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作      グループ長 富久 亮二      サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一      主 査 剥岩 泰三      主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳      主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 4 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

開会 13時38分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは第7回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は17番委員より欠席届が提出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等ない旨を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定112件、中間管理権設定26件の合計140件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が20件提出されております。これらにつきましては、各地で開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
--------	--

事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数2筆、面積5,258㎡、利用権設定112件、筆数226筆、面積398,450㎡、中間管理権設定26件、筆数35筆、面積48,471㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請10件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず溝辺の1を6番委員。
6番委員	1番を報告いたします。申請地は下有川公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和12年3月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,994㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2を2番委員。
2番委員	2番。申請地は上小川小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和6年4月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,683㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。
議長（会長）	次に、国分の3と4を16番委員。
16番委員	3番と4番をご報告いたします。まず3番ですが、現地が牧園ということで4番委員に現地を確認していただきまして、7月22日に報告を受けております。申請地は持松公民館の東と南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,449㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして4番です。申請地は止上神社の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜

	の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 392㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の5を18番委員。
18番委員	5番を報告します。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティー広場の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は61, 050㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	横川の6を6番委員。
6番委員	6番を報告いたします。申請地は木浦公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 118㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の7を4番委員。
4番委員	7番を報告いたします。申請地は大茶樹公園の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8, 995㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の8を10番委員。
10番委員	8番。申請地は堀之内自治公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は31, 109㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人の9と10を5番委員。
5番委員	9番を報告します。申請地は小浜小学校の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 597㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 10番を報告します。申請地は里上公民館の北西と西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 597㎡で下限面積要件

	を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。報告を終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の意見についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件、用途区分変更1件の計2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。除外の福山の1を6番委員。
6番委員	はい、報告いたします。申出地は、砂走公民館の北と南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更の福山の1を15番委員。
15番委員	1番を報告します。申出地は、福地体育館の東に位置しており、現況の地目は畑であるが実際は豚舎である。用途区分変更目的は農業用施設にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりましたが、只今の意見についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外1件、用途区分変更1件の計2件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を5番委員。
5番委員	1番を報告いたします。申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は造成地である。転用目的は駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲に農地がないため特に問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま。終わります。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりましたが、只今の意見についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕

議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告いたします。申請地は敷根地区コミュニティー広場の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成23年11月頃造成してグラウンドゴルフ練習場及び休憩所にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はグラウンドゴルフ練習場と休憩場を建設するものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の2を14番委員。
14番委員	2番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成18年3月頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅と倉庫を建築するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の3を7番委員。
7番委員	3番を報告します。申請地は隼人塚史跡館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の意見についてご意見・ご質疑はありますか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	1番はグラウンドゴルフの練習場ですか。
事務局	はい。
議長（会長）	よろしいですか。ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が25件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1と2を3番委員。
3番委員	<p>1番。申請地は重久公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2番。申請地は湊地区公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の3、溝辺の4、国分の5まで2番委員。
2番委員	<p>3件続けて報告します。3番。申請地は敷根公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は下有川公民館の西に位置し、現況は園芸施設等用地である。なお、平成8年頃建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は園芸用施設2棟のほか5棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>5番。申請地は国分京セラ工場の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、2種の市街地近接農地と3種の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に国分の6から10までを9番委員。
9番委員	<p>6番から10番までを続けて報告します。6番です。申請地は国分隼人クリーンセンターの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7番を報告します。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は造成地である。なお、年月日不詳であるが造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p>

	<p>8番を報告します。申請地は国分西小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番を報告します。申請地は国分広瀬郵便局の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして10番を報告します。申請地は国分海の風認定こども園の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の11から13まで16番委員。
16番委員	<p>11番から13番まで報告いたします。まず11番です。申請地は東襲山公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして12番です。申請地は道場口公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番です。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の14を18番委員。
18番委員	14番を報告します。申請地は塚脇小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は1,315.32㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	溝辺の15を1番委員。
1番委員	15番を報告します。申請地は石峯地区自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地の市街地

	<p>近接農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺の16を13番委員。</p>
13番委員	<p>16番。申請地は桑迫公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、令和2年3月頃建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に横川の17を6番委員。</p>
6番委員	<p>17番を報告します。申請地は十三谷自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に隼人の18と19を5番委員。</p>
5番委員	<p>18番を報告します。申請地は隼人中学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>19番を報告します。申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は令和2年2月に5条許可を受け造成済みである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人の20から23までを7番委員。</p>
7番委員	<p>はい、20番を報告します。申請地は川尻公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>21番を報告します。申請地は姫城公園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲一区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして22番を報告します。申請地は姫城公園の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たして</p>



	<p>いることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に23番を報告します。申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人の24と25を8番委員。
8番委員	<p>24番を報告いたします。申請地は山下公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、一時転用である。一時転用期間は令和2年8月20日から令和2年12月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして25番を報告いたします。申請地は山下公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。只今の意見についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」についてを議題といたします。本議案について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	<p>はい、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について」の提案理由をご説明申し上げます。霧島市農業委員会では、現在、下限面積を「全域20a」、霧島市空き家バンク制度に登録している家屋に付随する農地の取得等については下限面積を「1㎡」と決定し、運用しているところでございます。また、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施」において、農業委員会の具体的な取り組みとして、下限面積が適正であるかどうかを毎年確認することとなっております。従いまして、農家台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第17条第1項各号及び同条第2項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の20a及び1㎡のままとし、修正の必要性はないものとして、ご提案させていただきますので審議の程よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	はい、只今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明は、「農家台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第17条第1項各号及び同条第2項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の20a及び1㎡のままとし、修正の必要性はないものとして、提案

	させていただきたい。」との内容でありましたが、これについてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」については、現行の20a及び1㎡のまま据え置くことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は20a及び1㎡のまま据え置くことに決定いたしました。以上で、令和2年第7回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありませんか。
16番委員	はい。
議長（会長）	16番委員。
16番委員	北小学校の北側の転用許可地ですが、その後工事が進んでおらず雑草が生え景観が悪く、周辺の耕作者が虫が発生するんじゃないかなど心配されています。以前も雑草を刈るようお願いしましたが、その後どうなっていますか。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい。面積が大きいとのことで県開発となり、協議がなされているところです。現地は草が生えているのを確認しておりますので、行政書士の方に草を刈るなど管理をするよう伝えてあります。再度、行政書士を通じ、管理を徹底するよう伝えておきます。
議長（会長）	16番委員、よろしいですか。
16番委員	はい。
議長（会長）	ほかにありませんか。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和2年第7回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	皆さん姿勢を正して下さい。一同、礼。お疲れ様でした。

閉会 15時39分

1番

2番

19番